

釜石市監査委員告示第3号

令和3年3月12日付け釜石市監査委員告示第1号をもって公表した令和2年度定期監査の結果の報告における指摘事項について、市長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月8日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

令和 2 年度定期監査（下期分）

（市長からの措置状況報告書）

整理 番号	所管課（機関）名	監査結果 （指摘事項等の内容）	監査結果に基づき 講じた措置
1	総務企画部 税務課	<p>釜石市納税貯蓄組合補助金において、補助金交付要綱の「市長が特に認めた組合」の条項を適用する組合がある場合に、公益上の利益を明確にするため起案にその理由を明示すべきであると事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>組合員の減少傾向が顕著で「納税義務者 10 人以上」等の組合定義の規定から外れる組合に補助金を交付する場合は、近隣に納付場所が少なく納付機会困難であることや納税組合の本質である納付原資貯蓄方法によって納期遵守が実行できていることなど、理由等を明らかにした上でただし書きで市長が特に認める組合に該当する旨を起案に記載し、適正に交付決定等の事務処理を行うこととする。</p>
2	産業振興部 商工観光課	<p>観光船運航事業で、発生した収入から観光ガイド料を支払いしていたが、これは総計予算主義（収入および支出全ての歳入歳出予算への計上）に反することから、事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>今後同様の事業を行う場合には、総計予算主義（地方自治法 210 条）に留意するとともに関係法令を遵守の上、適切な事務処理に努めるものとする。</p>
3	文化スポーツ部 文化振興課	<p>釜石市民ホールの指定管理において、指定管理者として行う管理行為（維持管理及び提案事業）と団体の自主事業（収入支出が団体に帰属）の収支は区分して報告を求めべきである。また、提案事業費については、指定管理料が事業費に対し過充当とならない積算とするよう事務の適正化を求めた。</p>	<p>収支決算書の内訳は、維持管理及び提案事業の収支と自主事業の収支とに区分して記載するよう改める。</p> <p>予算の積算に当っては、支出額の提案事業費に対し、収入額は指定管理料事業費相当分と主催事業収入分を充当し、過充当とならないよう改める。</p>